

報告第6号

財政の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり健全化判断比率及び資金不足比率を本議会に報告する。

平成23年9月13日

三朝町長 吉田秀光

1 健全化判断比率	
実質赤字比率	—
連結実質赤字比率	—
実質公債費比率（3年平均）	17.1%
将来負担比率	36.2%
2 資金不足比率	
簡易水道事業特別会計	—
温泉配湯事業特別会計	—
下水道事業特別会計	—
集落排水事業特別会計	—
水道事業会計	—
国民宿舎事業会計	13.6%